

第20回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和3年1月29日(金)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時35分閉会
- 3 開催場所 大正トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 25名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
 - 15番 飯田 祐一
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員
 - 22番 廣瀬 文彦
- 6 議事録署名委員
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
 - (4) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (6) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (7) 議案第4号 農地の転用許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について
 - (9) 議案第6号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 河本 伸一
 - 事務局次長 滝沢 仁
 - 農地係長 佐々木正人
 - 農地係主任 水野 晴基
 - 農地係主任補 堀田 泰蔵
 - 農地係係員 船曳 百音
 - 農地相談員 窪田 未帆

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第20回帯広市農業委員会を開会いたします。
中谷 会長	(会長より近況を含めた挨拶)
議長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。
	本日の出席委員は25名です。議席番号22番 廣瀬文彦委員につきましては欠席の申出を受けております。
	本日の議事は、開催要領3次第にあるとおり、報告が3件、議案が6件、その他が1件でございます。
	(配布資料の確認)
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、17番 山崎委員、18番 深田委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(滝沢次長)	農業委員会の主要事務の処理概要及び活動等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要等の朗読・説明)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」、
	まず、12月分の調査結果について、野原調査委員長より報告をお願いします。
野原調査委員長	12月22日の調査ですが、報告第2号 1 現況証明の附番50から52の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	2 法務局からの現況地目に関する照会 附番2の1件について、現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、12月分の報告を終わります。
議長	次に、1月分の調査結果について、中村博志調査委員長より報告をお願いいたします。

中村博志調査委員長

1月12日の調査ですが、報告第2号の1 現況証明の附番53から54の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

2 農地法第5条の転用許可に係る完了の確認についてですが、附番5の1件について現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。

以上で、1月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。

次に、報告第3号「調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について」、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、調整委員の指名について次のように専決処分し調整を行ったので報告します。

(報告第3号、附番10から11の2件について、調整委員指名の専決処分および調整結果を朗読)

議 長

ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。

以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。

(議案第1号、附番16から33の18件の合意解約について朗読・説明)

以上附番16から33の18件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。

議 長

それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

次に、議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

事務局(佐々木係長)	<p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p> <p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番41及び42の売買による所有権移転2件、附番43及び44の賃貸借権の設定2件、附番45の贈与1件について調査書に基づき朗読、説明。)</p>
議長	<p>以上附番41から45の5件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p> <p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p>
濱野委員	<p>附番41及び42について、濱野委員よりお願いいたします。</p> <p>附番41について、意見を申し上げます。受人は、地域で営農を行っている認定農業者の世帯員であり、申請農地の周辺で営農に従事しています。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議長	<p>続いて、附番42について、意見を申し上げます。受人である法人は、地域で営農を行っている農地所有適格法人であり、申請農地の周辺で営農を行っております。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
荒川委員	<p>ありがとうございます。続いて、附番43について、荒川委員よりお願いいたします。</p> <p>附番43について、意見を申し上げます。借主である法人は、地域で営農を行っている農地所有適格法人であり、申請農地の隣接地で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。続いて、附番44について、室崎委員よりお願いいたします。</p>
室崎委員	<p>附番44について、意見を申し上げます。借主である法人は、地域で営農を行っている農地所有適格法人であり、申請農地の周辺で営農を行っております。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)	<p>(なし)</p>
議長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p>
事務局(堀田主任補)	<p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出</p>

について、意見を求めます。

(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番12の農業用施設用地への用途変更1件、「2. 農地転用計画」附番12の農機具格納庫及びバンカーサイロの建設のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

議長 それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

「1. 農用地利用計画」附番12及び「2. 農地転用計画」附番12について
石川委員 お願いいたします。

石川委員 それでは意見を申し上げます。附番12です。申請者は酪農家です。現在、農機具を屋外や近隣の格納庫を借りて保管しているため、風雨により腐食が進むことで農作業への影響が懸念されたり、経営的にも影響が出てきています。また、既設のタワー型サイロの老朽化や電気設備の故障のためバンカーサイロの更新が必要となっています。

以上のことから、農機具格納庫及びバンカーサイロの建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に関する異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補) 農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第4号、附番4の農機具格納庫及びバンカーサイロの建設に伴う農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。

議長 それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入ります。

附番4について、石川委員よりお願いいたします。

石川委員 それでは意見を申し上げます。附番2ですが、議案第3号 附番12で説明した通り申請地を農機具格納庫及びバンカーサイロに転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。

		議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)		農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。
		(議案第5号、一般分 附番29から48の賃借権の設定20件について、調査書に基づき朗読・説明。)
		以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議 長		それでは審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。
		次に、議案第6号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。
		議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)		農地中間管理機構による農用地の買入が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地買入協議要請について決定を求めます。
		(議案第6号、附番10および11の2件について、調査書に基づき朗読・説明)
議 長		それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。
		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		続いてその他に入ります。
		「農地賃借料情報の提供について」、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)		(農地賃借料情報の提供についての説明)
議 長		ただいまの説明に対するご質問等はございませんか。
(委 員)		(なし)
議 長		それでは以上でその他を終了いたします。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)		(なし)
議 長		次に 事務局より連絡事項の説明をお願いします。

事務局(水野主任)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。